

会計規程（平成31年規程第6号）の一部を次のとおり改正する。

令和元年12月2日改正
経営委員会

新	旧
<p>第1条～第52条 略</p> <p>(決算報告)</p> <p>第53条 経理責任者は、毎事業年度末において、次の各号に掲げる財務諸表、事業報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書を作成し、理事長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 貸借対照表</p> <p>(2) 行政コスト計算書</p> <p>(3) 損益計算書</p> <p>(4) 純資産変動計算書</p> <p>(5) キャッシュ・フロー計算書</p> <p>(6) 利益の処分又は損失の処理に関する書類</p> <p>(7) 附属明細書</p> <p>2 前項の財務諸表及び決算報告書は、理事長が別に定めるところによる。</p> <p>第54条～第60条 略</p>	<p>第1条～第52条 略</p> <p>(決算報告)</p> <p>第53条 経理責任者は、毎事業年度末において、次の各号に掲げる財務諸表、事業報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書を作成し、理事長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 貸借対照表</p> <p>(2) 損益計算書</p> <p>(3) キャッシュ・フロー計算書</p> <p>(4) 利益の処分又は損失の処理に関する書類</p> <p>(5) 行政サービス実施コスト計算書</p> <p>(6) 附属明細書</p> <p>2 前項の財務諸表及び決算報告書は、理事長が別に定めるところによる。</p> <p>第54条～第60条 略</p>

附 則（令和元. 12. 2改正）

この改正は、令和元年12月2日から施行し、改正後の規定は、平成31年4月1日に始まる事業年度から適用する。